水 環 境

目 次

表1	環境基準の達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (19)
表2	水質汚濁に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・(20)
表3	底質の暫定除去基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(22)
表4	地下水の水質汚濁に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・(23)
表5	ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準・・(23)
表6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)・・・・・・・・・・(24)
表7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2)・・・・・・・・・・(25)
表8	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3)・・・・・・・・・・(25)
表9	愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要・・・・・・・・・(27)
表 10	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数 ・・・・・・・・・・・・・ (28)
表 11	水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数 ・・・・・・・・・・ (29)
表 12	項目別排水基準超過の状況(平成25年度)・・・・・・・・・・・(30)
表 13	ゴルフ場排出水農薬調査の結果について(平成25年度)・・・・・・・・(30)
表 14	公共下水道の供用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (31)
表 15	流域下水道の供用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (31)

表 1 環境基準の達成状況

(1)河川49水域 (BOD)

大村区分	大协分	播型	93年度	94年度	95年度	4 区域	大詩名	婚刑	93年度	94年度	95年度
	木町川中消	A	0	0	0						
水	木曽川下流	⋖	×	0	0		矢作川上流(1) 	AA	0	0	×
	日光川	H	0	0	0		矢作川上流	А	0	0	0
	新川下流	ш	0	0	0		矢作川下流	В	0	0	0
	五条川下流	ы	0	0	0		E)II	A	0	0	0
	5 月 日 日	Ĺ	(((乙川上流	V	0	0	0
庄内川等	H M H H 第 (T)	n)))		2月下第	В	0	0	0
大	5 1 1	Ĺ	(((_	鹿乗川	C	0	0	0
	14 12 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	٦)))	今後	矢作古川	C	0	0	0
	庄内川下消	Д	0	0	0		介木川	A	0	0	0
	矢田川上流	О	0	0	0		男川	A	0	0	0
	矢田川下流	О	0	0	0		雨山川及び乙		(((
	荒子川	田	0	0	0		女川下流	A)))
	中川運河	ы	×	0	0		木瀬川及び犬		(((
4 日 暦 日 1 日 暦 日	堀川	О	0	0	0		伏川下消	∢)))
乙分列	山崎川	О	0	0	0		豊川上流	AA	0	0	0
	天白川	C	0	0	×		豊川中流	A	0	0	0
	境川上流	В	×	×	×		豊川下流	В	0	0	0
	境川下流	C	0	0	0		字連川	AA	0	0	0
	逢妻川上流	О	0	0	0	# 4	豊川放水路	C	0	0	0
	逢妻川下流	О	0	0	0	今後	華羽川	C	0	0	0
	猿渡川	О	0	0	0		佐奈川	О	0	0	0
境川等	稗田川	ပ	0	0	0		梅田川	C	0	0	0
子	高浜川	C	0	0	0		沙川	田	0	0	0
	新川	C	0	0	0	天竜川	三男子	4	(((
	東田川	C	0	0	0	六 模	/ 一獨二	AA)))
	半場川	Ö	0	0	0	23 年度環	23 年度環境基準達成率: 46/49×100=94%	×67/9	100=94%	9	
	朝鮮川	C	0	0	0	24 年度環	24 年度環境基準達成率:48/49×100=98%	8/49×	100=989	9	
	阿久比川	C	0	0	0	25 年度環境	25 年度環境基準達成率: 46/49×100=94%	6/49×	100=949	9	
類型区分		環境基準値		(BOD75%水質値)		類型区分		基準値	環境基準値(BOD75%水質値)	6水質値)	
AA		1	mg/L以下	14		O		5	mg/L以下	14	
A		2	mg/L以下	1∠		О		∞	mg/L以下	1∠	
В		က	mg/L以下	14		П		10	10 mg/L以下	14	

(2) 湖沼1水域(000)

水城名	類型	23年度	24年度	25年度	经国面联	環境基準値(COD75%水質値)
油ヶ淵	В	×	×	×	а	
COD75%水質/	値(mg/L)	7.6	7.5	7.7	٩	- 187 r / 2 m

(3) 海域11水域 (COD)

水域区分	水域名	類型	23年度	24年度	25年度	23年度環境	23年度 24年度 25年度 23年度環境基準達成率:6/11×100=55%
	名古屋港(甲)	С	0	0	0	24年度環境	24年度環境基準達成率:6/11×100=55%
/	名古屋港(乙)	В	×	×	×	25年度環境	25年度環境基準達成率:5/11×100=45%
F 25.6	常滑地先海域	В	0	0	×	類型区分	環境基準值(COD75%水質値)
	伊勢湾	Α	×	×	×	Α	2 mg/L以下
	衣浦港	С	0	0	0	В	3 mg/L以下
女浦湾	衣浦港南部	С	0	0	0	С	8 mg/L以下
	衣浦湾	Α	×	×	×		
	蒲郡地先海域	С	0	0	0		
掺米明	神野・田原地先海域	С	0	0	0		
所 天	渥美湾(甲)	В	×	×	×		
	渥美湾(乙)	Α	×	×	×		

(4) 海域6水域 (全窒素)

水域区分	水域名	類型	23年度 24年度	24年度	25年度	23 年度環	25年度 23 年度環境基準達成率:5/6×100=83%
	伊勢湾(イ)	IV	0	0	0	24年度環	○ 24年度環境基準達成率:5/6×100=83%
伊勢湾	伊勢湾(ハ)	Ш	0	0	0	25 年度環	25年度環境基準達成率:6/6×100=100%
	伊勢湾(二)	П	0	0	0	類型区分	環境基準值(全窒素平均値)
	三河湾(イ)	IV	0	0	0	П	0.3 mg/L以下
河河河	三河湾(口)	Ħ	0	0	0	Ш	0.6 mg/L以下
	三河湾(ハ)	П	×	×	0	IV	1 mg/L以下

(5) 海域6水域 (全9ん)

23年度 24年度 25年度 23年度環境基準達成率:2/6×100=33%	○ 23 年度環境基準達成率: 3/6×100=50%	○ 24年度環境基準達成率:5/6×100=83%	環境基準値(全燐平均値)	0.03 mg/L以下	0.05 mg/L以下	0.09 mg/L以下
23 年度環	23 年度環	24年度環	類型区分	П	Ш	IV
25年度	0	0	0	0	0	×
24年度	0	0	×	0	×	×
23年度	0	×	×	0	×	×
瀬型	ΛI	Ш	П	ΛI	Ш	Π
水域名	伊勢湾(イ)	伊勢湾(ハ)	伊勢湾(二)	三河湾(イ)	三河湾(口)	三河湾(ハ)
水域区分		伊勢湾			三河湾	

水質汚濁に係る環境基準 表2

人の健康の保護に関する環境基準 (1)

基 準 值	0.003mg/L以下	検出されないこと。	0.01mg/L以下	0.05mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0005mg/L以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.004mg/L以下	0.1mg/L以下	0.04mg/L以下	1mg/L以下	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.002mg/L以下	0.006mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	10mg/L以下	0.8mg/L以下	1mg/L以下	0.05mg/L以下
項	カドミウム	全 ア ン	命	大 角 ク ロ マ	张	然	アルキル茶の	Р С В	ÿ	四 塩 化 炭 素	1,2-% 7 0 0 1 4 4 7	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-11/10/11/4/1	1, 1, 2 - トリクロロエタン	Г У У П П П Я У V У	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	F 7 5 A	y y	チオベンカルブ	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	7 7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふ っ 素	(注)	1,4-%4+

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の 定量下限を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

なお、トリクロロエチレンに係る環境基準については、平成 26 年 11 月 17 日に、0.03mg/L→0.01mg/L に改正された。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

河川(湖沼を除く。)

		大腸菌群数		50MPN/100mL 以下	1,000MPN/100mL以下	5,000MPN/100mL LXF	I	I	-
準値	次 表 用 口	各 计 聚 米 里	(DOI)	7. 5mg/L 以	7. 5mg/L	Sm/L 以上	5mg/L	2mg/L 以上	2mg/L
東	4 4 4	存四秒 買用	(cc)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認めら かないこと。
	生物化学的	酸素要求量	(B0D)	lmg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
	水素イオン	濃度	(hd)	6.5以上 8.5以十	6.5以上 8.5以上 下以下	6.5 8.5 5 7 7 7 7	6.5以上 8.5以下	6.0 0 以上 十八 2.8	6.0以上 8.5以下
	利用目的の	適応性		水 道 1 殺 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	水 道 2 殺水 産 1 殺水 産 1 殺 投 な 放 な B 以下の及び B 以下の欄に掲げるもの	**	水 産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の 欄に掲げるもの	工業用水 2 綾藤 業 用 米 那 米 A B なび B の 幅にある で 5 ち の もの もんちん ちゅうちょう	工業用水 3 級 環 境 保 全
通		翻	<i></i>	AA	А	В	С	D	Ħ

備考

1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに 準ずる)。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水 道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

2級:サケ科魚類及びアコ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

3 級:特殊の浄水操作を行うもの5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

通用	項目女子在多の午日計習の強力和		基準値	
類型	4 1 1 8 2 1 6 4 2 5 6 6 1 1	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水			
生物A	生生物及びこれらの餌生物が生息する水	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下 0.001mg/L以下 0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
	英			
	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる			
生物特A	水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の 0.03mg/L以下 0.0006mg/L以下 0.02 mg/L以下	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下
	生育場として特に保全が必要な水域			
牛物口	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物	土10 1/260 0	土10 1/ ~~600 0	上山1/ 20 0
H400	及びこれらの餌生物が生息する水域	O. voilig/レダド	0.00mg/コダー 0.00 mg/コダー 0.05 mg/コダー	O. O. IIB/コタド
	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの			
子 撒株D	欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又	7 N 1/2 m60 0	上口 1/20000	1000
H松林 D	は幼稚仔の生育場として特に保全が必要		O. UU ZIIIB/ L 久 I.	0.04 IIB/Lター
	な水域			
備考				

基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)

(注) LAS:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以 挺 \prec

上である人工選)

	大腸菌群数	50MPN/100mL 以下	1,000MPN/100mL以下	l	_	
準値	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 土以	于灯 7/gmg	2mg∕L 以上	
単	浮遊物質量 (SS)	1mg/L 以下	Smg/L 以下	15mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認めら れないこと。	
	化 学 的 酸素要求量 (COD)	1mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 下以	8mg/L 以下	
	水素イオン 化 学 的 濃 度 酸素要求量 (pH) (COD)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	
H H H H	AJAIROS 屬內在	大 値 1 数水 離 1 数血然環境保全及び A 以下の蓄 に掲げるもの	大 値 2、3 級大 磨 2 級大 及び B 以下の種 に掲げるもの	水 商 3 級 工業 市 1 級 農業 用 木 及び C の 個 掲げ る も の	工業用水2級 環境保全	
画		AA	A	B	C	祖

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

自然環境保全:自然探勝等の環境保 (世) 1

水 道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

ಣ

水 産 1級:ヒメマス等省栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 2級:サケ科魚類及びアコ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 E

3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

3級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

0.005mg/L以下 0.03mg/L以下 0.05mg/L以下 0.01mg/L以下 0. 1mg/L以下 ~5 2 \oplus 画 無 0.1mg/L以下 0.2mg/L以下 0.4mg/L以下 0.6mg/L以下 1 mg/L以下 華 ₩ 雲 \oplus 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの 水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲 5 60 水産 3 種・工業用水・農業用水・環境保全 水産1種・水浴及び皿以下の欄の掲げるもの 2,3級(特殊なものを除く。) 2種及びVの欄に掲げ 利用目的の適応性 水道1, げるもの 水解 = \exists \geq \geq 華

1 基準値は年間平均値とする。2 水域類型の指定は、湖沼植物ブランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、

全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。 ಣ

自然環境保全:自然探勝等の環境保全 (世

水 道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な

産 1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 ¥ က

2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

3種:コイ、フナ等の水産生物用

4

環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

mg/L以下 0.02 mg/L以下 0.05 mg/L以下 mg/L以下 LAS 0.03 0.04 ノニアフェノール 0.0006mg/L以下 0.002mg/L以下 0.002mg/L以下 0.001mg/L以下 画 無 革 0.03mg/L以下 0.03mg/L以下 0.03mg/L以下 0.03mg/L以下 部 田 € 蕉 **幼稚仔の生育場として特に保全が必要** 生物及びこれらの餌生物が生息する水 む水生生物及びこれらの餌生物が生息 生物Aの水域のこむ、生物Aの欄に掲 コイ、フナ等比較的高温域を好む水生 生物A又は生物Bの水域のうち、生物 Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚仔の生育場として特に イワナ、サケマス等比較的低温域を好 げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は 生生物の生息状況の適応 保全が必要な水域 する水域 な水域 ×. 項目 生物特B 生物特A 生物B 生物A 類型

(注) LAS:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

D

斌 淟 Ð

検出されない 検出されない \$ (油分等) + N) ر الا ζ 丑 100mL以下 大腸菌群 1,000MPN/ 基準値 以上 岫 以 上 以上 溶存酸素 7.5mg/L 5mg/L 2mg/L (DQ 宏 素要求量 以 下 以下 2 mg/L3mg/L8mg/L (COD) 孙 Ą 歠 庚 水素イオン 7.0以上 7.8以上 8.3以下 7.8以上 8.3以下 8.3以下 (bH) 態 0 輧 谈 独 環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの 誜 の蓋に **₩** 宏 Щ 昳 10 Ш 長 及びの 鄞 祵 怈 貅 'n Щ 中然 账 輕 <u></u> 澚 ¥ 原目 ⋖ М O 極쩵

水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。 靊

以下

自然環境保全:自然探勝等の環境保全 (洪) 1

水 産 1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

P,

ಣ

		審	準値
項目	利用目的の適応性	金盤素	4
Ι	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3箱を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
п	水産1種・水浴及び皿以下の欄の掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg人以下	0.03mg/L以下
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水 産 3 種 を 除 く。)	0.6mg人以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種,工業用水,生物生息環境保全	1 mg人以下	0.09mg/L以下
備 参			

水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 1 基準値は年間平均値とする。

2 水 産 1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3種:汚濁に強い特定の水産生物が生息できる限度 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 (洪) 1

0.006 mg/L以下 0.01 mg/L以下 LAS ノニルフェノール 0.0007mg/L以下 0.001mg/L以下 删 0.02mg/L以下 0.01mg/L以下 器 H $\langle H \rangle$ 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場 水生生物の生息状況の適応性 生物Aの水域のうち、水生生物の産 として特に保全が必要な水域 水生生物の生息する水域 項目 生物A 生物特A 類型

(注) LAS:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

底質の暫定除去基準 က 麦

表4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

通	基準 信
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
部	0.01mg/L以下
大価クロム	0.05mg/L以下
张	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
くったン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1 12	

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値 とする。

「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果 が当該方法の定量限界を下回ることをいう $^{\circ}$

測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により

度の和とする。

なお、トリクロロエチレンに係る環境基準については、平成26年11月17日に、

0.03mg/L→0.01mg/L/c牧正された。

表5 ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準

基準値

媒体

Ť	水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
Ť	水底の底質	150pg—TEQ/g以下
年1	考 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水に ついて適用する。	5環境基準は、公共用水域及び地下水に
Ø	水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。	水域の水底の底質について適用する。
\mathfrak{C}	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。	オキシンの毒性に換算した値とする。
4	水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。	F均値とする。

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1) 表6

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

三三

大村区分	水帧名	製製	網形	達成	垂		关
	1 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	アナー水間ごとへぶっぱ女様		期間	2		
木電川木棋	→両三十島 ・	溶口タカがの人団頭目上ま (₹ .	1 .		 	第三
	不曹川下第	大山関首上よりト流	Α	7	平成14年7月15日 埬境看告示	の改訂	1
	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	В	7	平成12年3月31日 愛知県告示	Sel. 3.31愛知県告 示の改訂	大画
	庄内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	Ω	7	以中9年3月96日 母和国生士	846.5.25 閣議決定	
	庄内川下流	水分橋より下流	D	7	干灰8年3月29日 変和界吉小	の改訂	
400	矢田川上流	大森橋より上流	D	П	昭和46年5月25日 閣議決定		က
エマニ サ 大 女 本	矢田川下流	大森橋より下流	О	~	平成17年3月25日 愛知県告示	S46.5.25閣議決 定、H8.3.29敷知 同告示の改計	水
	五条川下流	待合橋より下流	П	7	平成8年3月29日 愛知県告示	846.5.25閣議決定	
	新川下流	新橋より下消	H	<		V7UXB1	伊勢
	日光川		ш	<	昭和46年5月25日 閣議決定		
	荒子川	全域	Э	7			
タ十甲十五	中川運河	全域	Э	7		① 天瀬田・〇 1.75	
4 日州 [] 1.7 3 大	堀川	全域	D	\checkmark	平成9年3月31日 愛知県告示	545. 9. 1角臓穴炉 の改訂	文
		全域		7			
	大田川南田川	知製 精棒 トゥ し氷) p	Υ :			
	加二九記 梅三十消	別児備より上記 対応域トで上述	n ((]	四年45年0日1日 開業生力		
		新現備より F 流 磨士矮 F B 上途	ט	1 3			津
	A 女 三 十 如 公 女 一 十 如 子 三 十 如 子 三 十 如 子	사는 나는 사람들은 사람들은 사람들은 사람들은 사람들은 사람들은 사람들은 사람들은	J L			845.9.1國霧氷亭	
	逢妻川卜流	境大橋よりト湾	П	7	半成10年3月30日 愛知県告示	の改訂	
	猿渡川	全域	О	<	昭和45年9月1日 閣議決定		
境川等水域	朝鮮川	全 域	O	7	平成10年3月30日 愛知県告示	S45. 9. 1羅騰決定 の改訂	(別書
		全城	C	П			Τ.
	長田川	全域	S	П			
	稗田川	全	ပ	П	昭和45年9月1日 閣議決定		20
	高浜川	全域	C	П			
	新川	全域	С	П			.00
	阿久比川	全域	С	П	昭和47年3月31日 愛知県告示		4.
	矢作川上流(1)	矢作ダムより上流の矢作川	AA	7	昭和48年3月30日 愛知県告示		
	矢作川上流	矢作ダムから明治用水頭首工まで	A	7			
	天作川下流 7 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	明治用水頭首工より下流 西ば立立・二・二・二	В.	Α,	昭和45年9月1日 閣議決定		
	乙三十第	国電台技术ロより上記	Α	7		10 17 18000000	
	2川下消	国 衛 市 取 水 口 よ り 下 消	В	7	平成12年3月31日 愛知県告示	S45. 9. 1閣議決定 の改訂	
		全城	A	7	昭和45年9月1日 閣議決定		5.
矢作川水域	矢作古川	全域	C	7			. 9
	現来川	全域	၂ .	п,	昭和50年3月31日 変知県告示		7.
		(大) (大)	< <	7			
	雨山川及 び	五級商山川全域及び雨山川合流点より	ξ,	- ^	平成8年3月29日 愛知県告示		∞.
	乙女川下流	下流の乙女川	V	7			
	木瀬三及以十年三十年	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下端のナキ門	A	7	平成11年3月31日 愛知県告示		9.
	クレバー 信 専川上流	字連7分が1	AA	7	昭和46年5月25日 閣議決定		
	- 第一一第	字連川合流点から豊橋市下条上水	4	+		346.5.25國羅米伊	10
	1 1	直取水地点まで		.	半成11年3月31日 愛知県告示	の改訂	10.
	貴川下流 公津 II	下条上水道取水地点より下流	B	7	107至116年5月25日 開業年亡		11.
事 三 第 大 財	三世十	田勇	ΑA	~		心 景緒語 10 1 070	
H T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	豊川放水路	全域	O	7	平成11年3月31日 愛知県告示	340. 3. 23温暖欠免 の改訂	(1)
	梅田川	全域	C	<	昭和50年3月31日 愛知県告示		(H
	音羽川	全域	ပ	7	亚成11年3月31日 愛知圓告示	862.3.30愛知県告	
	佐奈川	全域	О	7	十次11十5月51日 亥州が日小	示の改訂	
		全域	Ш	<	昭和62年3月30日 愛知県告示		
	大千瀬川	: 9 上流	ΑA	п	平成8年3月29日 愛知県告示		
天竜川水域	天竜川(4)	早木戸川合流点から鹿島橋まで。 (佐久間ダム貯水池 (佐久間湖) (全域)	AΑ	7	平成15年3月27日 環境省告示	S47.4.6環境庁 告示の改訂	
		や聚く)				Day Contra	

やとはなっ	水梅冬	無	福刑	删	抽
3	71×34×111	#\G \Z.L	H K	期間	£ HII
等水域	油ヶ淵	全域	В	7	昭和45年9月1日 閣議決定
水域	佐久間ダム貯水池 (佐久間湖)	全域	А	7	平成15年3月27日 環境省告示

湖沼

海域

			ı	I	
水域区分	水域名	範囲	該当 達成 類型 期間	達成 期間	備考
	名古屋港(甲)	別記1の水域	С	<	平成14年3月29日 環境省告示
44年初報中	名古屋港(乙)	別記2の水域	В	П	が 赤紫雪 ロコロコ 以27 第7日
牙光和小麦	常滑地先海城	別記3の水域	В	П	ng√n40+0/170日 角張(八人
	伊勢湾	別記4の水域	Α	7	平成14年3月29日 環境省告示
	衣浦港	別記5の水域	С	П	昭和45年9月1日 閣議決定
	衣浦港南部	別記6の水域	С	П	
衣浦湾水域	衣浦湾	別記7の水域	А	п	昭和47年3月31日 愛知県告示 HIT.3.25愛知県告 示により水域の範 囲のみ改訂
	清 郡地先海城	別記8の水域	C	П	
渥美湾水域	神野·田原地先 海域	別記9の水域	С	П	昭和46年5月25日 閣議決定
	渥美湾(甲)	別記10の水域	В	7	
	海羊漆(7.)	間割110水樹	٧	7	

- 木曾川左岸導流堤南端と外港第1航路第1灯標(北緯34度88分6秒, 東経136度47分55秒)を結ぶ線, 同地点と知 多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
 - 木曾川左岸導流堤南端と木曾川右岸導流堤先端を結ぶ線、同地点と外港第1航路伊勢湾極標を結ぶ線、同地点と 矢田川河口右岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって,名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの
 - 矢田川河口右岸から美浜町稲早川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって, 陸岸から1,000m以内の部分
- 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良御岬まで引いた線、同地点から大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港 (甲),名古屋港 (乙)、常滑地先海域、四日市港 (甲),四日市港 (乙)、四日市・鈴鹿地先海域 (甲)、四日市港 第分を除いたもの。 (四日市港 (甲)、四日市・鈴鹿地先海域 (マ)、津・松阪地光海域及び伊勢地先海域に係る第分を除いたもの。 (四日市港 (甲)、四日市・鈴鹿地先海域 (ロ) 返日市・鈴鹿地先海域 (ロ) の水域の範囲は、昭和45年9月1日に閣議決定された「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の木域類型の指定」における別記に掲げる水域のとおりとする)
- 衣浦大橋より湾奥の衣浦港
- 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。ただし,衣浦大橋から湾奥の海域を除く。
- 西尾市吉良町蛭子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線、同地点と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町 羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦港防波堤から湾奥の海域を除く。
- 中川河口左岸と同地点から南東2,000mの地点を結ぶ線,同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線,同地点と中央埠 頭東南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 豊川河口左岸と同地点から西南西4, 200mの地点を結ぶ線, 同地点から南3, 200mの地点を結ぶ線, 同地点と同地点から南西5, 200mの地点を結ぶ線, 同地点と田原市白谷基標 (北緯34度41分21秒, 東経137度14分19秒) を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
 - 三河港々湾区域であって, 蒲郡地先海域及び神野・田原地先海域に係る部分を除いたもの
- 西尾市吉良町蛭子岬から田原市伊良湖岬に至る陸岸の地先海域であって, 蒲郡地先海域, 神野・田原地先海域及び 湿美湾(甲)に係る部分を除いたもの
- 達成期間の権の記号の内容については、次のとおりである。 1. 「イ」 は、直ちに達成 2. 「ロ」 は、5年以内で可及的速やかに達成 3. 「ハ」 は、5年を超さる期間や可以を通り

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2) 表7

全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型指定

海域

100						
水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考	
	伊勢湾(イ)	別記1の水域 IV 直ちに達成。	IV	直ちに達成。		
伊勢湾水域	伊勢湾水域 伊勢湾(八)	別記2の水域	Ш	Ⅲ 直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示	
	伊勢湾(二)	別記3の水域 II 直ちに達成。	Π	直ちに達成。		
	三河湾(イ)	別記4の水域	N	5年以内で可及的 速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示	
三河湾水域	三河湾水域 三河湾(ロ)	別記5の水域	Ш	Ⅲ 直ちに達成。	平市17年17年118日 - 中国 - 中	. 10. 11愛知県
	三河湾(八)	別記6の水域	Π	5年以内で可及的 油やかに達成	十灰11年5月23日	示の改訂

(別記)

木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

2. 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線,大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって,伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの

3. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線,同島南端から伊良湖岬まで引いた線,同地点から大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって,伊勢湾(イ),伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの

4. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域

5. 三河港港湾区域の海域

6. 田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3) 张8

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定 1 河川・湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考	
木曽川水域	木曽川(2)	中濃大橋より下流に限る	生物B	直ちに達成	平成21年11月30日	環境省告示
	日光川	全域	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成		
	新川下流	新橋より下流	生物B	直ちに達成		
庄内川等 水域	五条川下流	待合橋より下流	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成		
	庄内川	全域	生物B	直ちに達成		
	矢田川	全域	生物B	直ちに達成		
	三十二	全域	生物B	直ちに達成		
	中川運河	全域	生物B	直ちに達成		
名古屋市内 水域	堀川	全域	生物B	直ちに達成		
	川쏗川	全域	生物B	直ちに達成		
	天白川	全域	生物B	直ちに達成	平 10 日 0 日 0 4 日	湖 妇 国 任 十二
	境川	全域	生物B	直ちに達成	H 177 C 71	友 州 怀 日 小
	逢妻川	全域	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成		
	猿渡川	全域	生物B	直ちに達成		
	稗田川	全域	生物B	直ちに達成		
中子科三年	高浜川	全域	生物B	直ちに達成		
名二十二人後	新川	全域	生物B	直ちに達成		
	長田川	全域	生物B	直ちに達成		
		全域	生物B	直ちに達成		
	朝鮮川	全域	生物B	5年以内で可及的速 やかに達成		
	阿久比川	全域	生物B	直ちに達成		

			7F6 岩 江	+	
	達成期間	直ちに達成。	直ちに達成。	直ちに達成。	直ちに達成。
	類型	斯 B B B	海 村 本 A を A	海 科 科 A	海 村 本 日 本
	範囲	伊勢湾(イ)~(ト)を除く全域(三河湾を除く)	藤前千鴻 (別記1)	知多半島北部の浅場 (別記2)	知多半島南部の浅場 (別記3)
	水域名	伊勢湾	伊勢湾(イ)	伊勢湾(ハ)	伊勢湾(ホ)
3 海域	水域区分		堂子羡慕丑	万岁 百八英	
'					.16
					愛知県告示
	備考				平成21年3月27日
	開				

環境省告示

年11月2日

備札

(別記)

愛知県名古屋市港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡 木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

2

伊良湖岬と同地点から南南西1750mの地点(北緯34度33分51秒、東経137度00分33秒)を結ぶ線、同岬と 篠島南端を結ぶ線、同島北端と羽豆岬を結ぶ線、豊浜港(小佐地区)西防波堤先端と同港(小佐地区) 東防波堤先端を結ぶ線、同港(豊浜地区)西防茨堤先端と同港(豊浜地区)南知多町豊浜造船所北西端 の陸地の地点を結ぶ線、同港(中州地区)西防茨堤先端と同港(中州地区)南知多町豊浜造船所北西端 海漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、内海港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、 福具橋港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点(北緯34度45分51段、東経136度50分01段)を 結ぶ線、同地点と同地点から南有28500mの地点(北緯34度45分51段、東経136度50分01段)を 総、同地点を基点とする水深30mの単加点(北緯34度4分57段、東経136度53分27秒)を結ぶ水深10 無、同地点を基点とする水深30mの等線及び陸岸により囲まれた領域(ただし、篠島漁港北内防波堤 先端と同港釣り堀堤防先端を結ぶ線、同港埋立地南西端の陸地の地点と同港南防波堤先端を結ぶ線及 び陸岸により囲まれた海域を結ぶ線、同港埋立地南西端の陸地の地点と同港南内防波堤先端を結ぶ線及 3

愛知県告示

平成25年12月24日

直ちに達成 直ちに達成

生物B

豊川放水路

曹三等 內域

宇運川(イ) 宇連川(ア)

5年以内で可及的速 やかに達成

生物B

直ちに達成 直ちに達成

生物B

静岡県に属する水域を除く、

₩ 田川

| | | |

生物B

直ちに達成

生物A

静岡県境より上流

大千瀬川

天竜川水城

直ちに達成

生物

全城 全城

音羽川

佐奈川

湖沼						
く域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考	
川等水域	油ヶ淵	全域	生物B	生物B 直ちに達成	平成25年12月24日	愛知県告

长

平成25年12月24日	生物B 直ちに達成	生物B	全域	油ヶ淵	境川等水域
備考	達成期間	類型	範囲	水域名	水域区分
					2 湖沼

達成期間

類型

範囲

水域名

水域区分

直ちに達成

生物A

矢作ダムより上流 矢作ダムより下流

矢作川 (ア)

矢作川 (イ)

直ちに達成

生物B

直ちに達成 直ちに達成

生物B 生物A

全城

三田

乙川天神橋より上流 乙川天神橋より下流

 \mathcal{F}

= 12

5

= 12

直ちに達成

Д

生物

直ちに達成 直ちに達成

生物B

М

生物

分域

矢作古川

鹿乗川

矢作川水域

直ちに達成

生物A 生物B

全城 全城

分木三

男川

直ちに達成 直ちに達成

生物B

雨山川及び 乙女川下流 木瀬川及び 犬伏川下流

直ちに達成 直ちに達成 直ちに達成 直ちに達成

生物B

木瀬川全域及び木瀬川合流 点より下流の大伏川 雨山川全域及び雨山川合流 点より下流の乙女川

生物B

生物A 生物B

養乙女橋より上流 養乙女橋より下流

生物A

布里堰堤より上流 布里堰堤より下流

豊川(ア)

表9 愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要

		物質又は項目名	削時	根拠	排出基準適用対象
		pH、BOD、COD、 SS、油分(動植物性、 鉄油)フェノール類	昭和46.6.24	水質汚濁防止法	・日平均排水量(以下同じ)50m³ 以上排出する特定事業場
	生活電	調、亜鉛、鉄、マンダ、ングングン、クロム、大腸菌群数	昭和47.4.1	上乗せ条例	・50m ³ 未満を含む特定事業場(水域・業種等により対象規模が異なる。)
	条境項目	窒素、りん	昭和60.7.15	水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川 に50m ³ 以上排出する特定事業場 ※
			平成 5. 10. 1	水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に 50m ³ 以上排出する特定事業場 (※を除く)
濃度規制		カドミウム、鉛、シアン、 有機のん、六価クロム、 ヒ素、水銀、アルキル 水銀(以上化合物を含 む)、PCB	昭和46.6.24	水質汚濁防止法	すべての特定事業場 (上乗せ条例により一部水域でシアンを規制している。)
	į	トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン	平成 1.10. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	煙康項目	1,1,1-トリクロロエタン、 四塩化炭素、ジクロロメ タン他10物質	平成6.2.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
		(ほう素、ふっ素 (以上化 合物を含む)、アンモ ニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	平成13.7.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
		1,4-ジオキサン	平成24.5.25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制		COD、窒素、9ん(窒素、9ん(窒素、9んは第5次総量 規制から適用)	7. 7. 7. 7. 9. 9. 9. 9. 2.	水質汚濁防止法	 ・伊勢湾及びその流入河川に 50m3以上排出する特定事業場 (第1次総量規制) (第2次総量規制) (第3次総量規制) (第4次総量規制) (第4次総量規制) (第5次総量規制) (第5次総量規制) (第5次総量規制) (第5次総量規制)
指導值		COD、窒素、りん(窒 素、りんは平成15.10.1 から適用)	昭和56.2.3 平成15.10.1	小規模事業場等排 水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場の うち、一定の排水量以上の工場 等(特定事業場以外を含む)
注) 下注	乗せ条	(注)上乗せ条例:水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例	第3項に基づく排水基注	準を定める条例	

⁽注)上乗せ条例:水質汚濁防 (資料)環境部作成

表10 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(注)1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 平成26年3月末現在 (資料)環境部調べ

表11 水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数

-																																	
	#	辮	架	数(年)	26	2	850	100	121	151	51	29	455	2	0	79	124	106	171	299	178	1	8	1,813	169	178	107	123	151	250	2,791	
•		N	(3	他	22	0	66	10	17	23	3	13	99	0	0	16	11	15	49	51	37	0	1	226	23	37	15	17	23	69	406	
		ا ر د ۲	水道終床処理	来	上 場 び	14	2	375	22	35	52	35	14	126	1	0	22	22	36	45	29	35	0	4	929	37	35	36	37	52	29	940	
		ا (أ	# 11	製 黚	滑	0	0	0	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	2	0	2	0	1	0	2	
		紅	盤 臣	光 瘷	署	0	0	15	10	∞	9	1	2	14	0	0	2	0	6	5	3	12	0	0	33	17	12	6	∞	9	7	92	
		車	旧 光	承 福	設式	0	0	6	4	0	1	2	П	2	0	0	2	0	ಣ	2	П	8	0	0	14	22	က	8	0	П	4	30	
多数		病	- A-	* #	院	1	0	2	0	0	2	0	0	9	0	0	0	3	0	0	0	7	0	0	17	0	7	0	0	2	0	26	
事来	(世)	光	*\ 	~	業	0	0	23	10	1	7	1		12	0	0	1	0	2	3	2	ಣ	0	0	43	11	ಣ	7	П	7	4	71	
平随用	票				業	3	0	41	22	6	9	2	22	26	0	0	1	∞	9	2	39	7	0	1	120	10	7	9	6	9	3	161	
八排水基牛週用事耒场数	K	. 旅		<u></u>		П	0	0	0	0		0	П	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	3	
١ ١	別	- 長	大 大		彭	1	0	119	24	2	40	5	12	128	0	0	32	20	21	22	33	22	1	0	306	36	22	22	22	40	54	485	
活に掛	種	鰲金	(東)	※ 担	*	0	0	9	0	0	0	0	9	4	0	0	0	0	0	0	3	П	0	0	13	9	П	0	0	0	0	20	
小貝污淘防止法	業	緓	2	<u>=</u> 2 3	**	0	0	46	2	1	8	0	2	20	0	0	0	П	1	30	3	2	0	2	7.2	4	2		1	8	30	113	
、貝汀		無			業	0	0	19	22	0	22	0	4	21 2	0	0	0	0		2	<i>L</i>	2	0	0	47	6	2		0	57	2	1. 99	
		#	孙	Н	業	0	0				1	0	0	1 2	0	0	0	3	2	0	2	1	0					22			0		を含む
茶		鎌	業	Н	継			10	1	34														0	21	1	1		34	1		63	以特定施設
		剣	菜 唱	製造	業	1	0	70	5	6	3	1	1	29	1	0	2	6	3	10	29	18	0	0	139	7	18	3	6	3	12	191	こ指定地域
		細	捯	軧	業	0	0	11	0	2	0	1	0	8	0	0	1	14	2	1	49	28	0	0	83	0	28	2	2	0	2	117	理場の欄は
•		ı	讏			知 県	百	知 県	屋	河击	#	知 県	屋	知 県	屋市	雪 一	田田	知 県	雪 一	田市	知 県	奉	崎 市	知 県	知 県	屈	奉	唇	回	#	田市		〈道終末処
			上				1	礟	A 各 七	1	奉	極極	<u>4</u> 名 古	凝	A 各 扣	洹	中	漫	国 国	中	愛角	丰田	田田		愛多	名	中	垣	1	奉	中		受及び下水
			対			=			日 日 日 日	F C A -		1	Ē		章 章	<u> </u>			作川			・豊川等		竜 川				11111111				1111111	し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む
			¥						女 十 同 举。 开 内 三 角	T 田 田 史		+	Ξ		· 炒 炒	Ē.			★			渥美湾·		天				\(\frac{1}{2}\)					(注)1 し

11 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含 2 平成26年3月末現在

(資料)環境部調べ

表12 項目別排水基準超過の状況(平成25年度)

排水基準値を 超えた割合(%)	3.3	7.5	0.5	2.4	11.1		7.1	3.1			5.9		0.7	0.7																									1.6			c c	2.3
排水基準値を 排 超えた数(件) 超え	14	26	2	10	1		2	2			3		3	3																									1			II.	1,0
-	422	346	396	418	6	2	28	64	П		51	9	421	419	19	27		36	52	16	4		11	6	1	6	1										1	39	62	17	. I	C7	2815
検 査 項 目 (略 号)	$^{ m hd}$	ВОБ	СОБ	SS	ノルマルヘキサン抽出物質	フェノール類	——————————————————————————————————————	亜	解性	マンガ		大 腸 菌 群 数	牽	全	カドミウム	V Y	有機機	只 夢	I	- 一	水	PCB	1	ソーチ・コロクラートン	V & X D D Y V	四 塩 化 炭 素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シスー1,2ージクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	F 7 5 A		チオベンカルブ	バン	7	ほ う 素		ンモニア、アンモニウム化合	物及び硝酸化		1-11-11
						1	豪	西	7,74	1,5-4-			7-1	7-1	, \	.,,	18		1.	7	1			2.	.,,,		r∰	I \$	5. 距	ľ	. '	. 1	9.	.,,	9.	,	,	~~	,	, . 1	N	ر	

(注) 検査件数は排出水に係るもののみである。

表 13 ゴルフ場排出水農薬調査の結果について(平成25年度)

	ブブ	ゴルフ場数		延べ検体数	
r 1		指針値超過		分析した農薬 の種類	指針值超過 検体数
殺虫剤	1 9	0	4 9	1 4	0
殺菌剤	2 5	0	124	2 8	0
除草剤	1.4	0	29	2 0	0
植物成長調整剤	1	0	1	1	0
♠	2 6	0	241	6 3	0

(注) 1 延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 政令市(岡崎市(5ゴルフ場)、春日井市(2ゴルフ場)及び豊田市(10ゴルフ場))を含む県内 26調査対象ゴルフ場の調査結果。

(資料) 環境部調べ

表14 公共下水道の供用状況

	介格人口	処理区域	区域	排
都市名		#	@	+⊕
I	3	面積 (ha)	33) (8
名古屋市		28,064	2, 231, 400	99. 2%
曹橋市			283, 567	74.9%
岡崎市		5,537	326,621	86.1%
		3,912	243, 162	
瀬戸市	131,698	1,281	72, 379	55.0%
半田市	119, 100	1,793	102,083	
春日井市	309, 833	3, 125	206, 776	66.7%
豊川市	184,962	3,018	138, 358	74.8%
准島市	64,920	353	19,966	30.8%
碧南市	71,876	1,047	48,860	68.0%
刈谷市	147, 365	2, 185	133, 731	90.7%
豊田市		4,418	285, 069	67.6%
安城市		2, 203	139, 478	75.8%
西尾市	169,890	2,541		
蒲 郡市	81,693	1, 103	50, 239	61.5%
大山市		1,003	45,954	61.4%
常滑市			25, 335	44.1%
江南市	101, 235	388	25, 307	25.0%
小牧市	153, 303	1,960	109, 660	71.5%
缩沢市	138, 399	898	51,780	37.4%
新城市	49,475	406	15,951	32.2%
東海市	112, 146	1,341	83, 274	
大府市		1,279	72,919	82.3%
知多市	85, 751	1,412	81,406	94.9%
和立市	70,365	571		29.0%
毛張旭市	82, 192	756	53, 424	65.0%
高 疾市	46, 202	448	24,886	
岩倉市	47, 474	356	30,038	- 1
豊明市	68, 448	707	50, 583	73.9%
日進市	86,099	869	58, 528	68.0%
田原市	65,017	856	31,000	
愛西市	65, 405	235	13,045	19.9%
青須市 1000年100日	66, 245	170	11,693	17.7%
北名古屋巾	83, 290	380	31, 246	
が電子	44, 498	171	8, 131	
みよし市	59, 474	828	45, 469	
あま市	88,090	333	19, 366	
N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	53, 270	964	47,208	88.6%
米 参旦 曹二早	42,482	161		
	10,110	104	10 050	
イエ <u>リ</u> 子 本 引	22,882	1940	18,839	82.4%
7米5	34, 340	187	11, 228	
人们则	30,939	171	19 557	
岡江町 阿カカ	021,000	1/1	12, 337	33.4%
1 人工に 単油 日 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	50,337	571	36, 438	73 4%
1 計画計	42, 762	652	33, 249	
世田 山田 田田	39, 124	567	27, 277	
東派町	3,688	86	1,910	51.8%
その他の都市	54,019	0		0.0%
in a	7, 469, 802	86,313	5, 582,	74.7%
計(名古屋市を除く)	5, 219, 287	58, 249	3, 351, 310	64.2%
HIVE MANAGEMENT OF THE	0, == 0, == .		6,00,00	

(資料) 建設部調べ

表15 流域下水道の供用状況

英作川 美作川 断崎市,豊田市,安城市 日4 12,699 740,418 263,800 流域下水道 浄化センケー 西尾市,幸田町 日4 12,699 740,418 263,800 流域下水道 浄化センケー 本上市,豊田市,安城市 田戸, 安城市 田戸, 自井, 日本 日元 13,170 466,219 367,000 水浦西部 水浦西部 半田市, 知多市, 阿久比町 日3 3,229 165,199 84,600 流域下水道 浄化センケー 東瀬町, 武豊町 日8 1,832 86,518 31,100 琉域下水道 浄化センケー 東浦町, 武豊町 高浜市 555 4,537 248,190 171,000 五条川左岸 大山市, 小校市, 岩倉市 86,51 274 170,000 18,300 北域下水道 浄化センケー 大山市, 小校市, 岩倉市 8,65 3,280 190,000 171,000 北域下水道 浄化センケー 大山市, 小校市, 岩倉市 8,65 3,280 194,000 173,900 北域下水道 浄化センケー 大山市, 小核市, 岩倉市 日1 1,52 3,22 19,200 新川東部 新川東部 出り 1,53 86,51	流域下水道名	处理場名	構成市町	供用開始 年度	処理区域 面積 (h a)	処理区域 人□ (人)	処理能力 (m ³ /日)
境川 神化セット みよし市,東郷町,東浦町 女浦西部 出元 4,765 8,326 46,219 522,931 3,329 195,199 195,199 本浦南部 本浦南部 井田市,知多市, 慶明市 東浦町,武豊町 H3 4,765 232,800 1 本浦東部 浄化セット 豊川 豊楠市, 豊川市,蒲都市 寿地化・ット H8 1,893 86,518 五条川左岸 浄化セット 大山市,小牧市,岩倉市 大口市,小牧市,岩倉市 S 5 5 4,537 200,741 1 五条川左岸 浄化セット 大山市,小牧市,岩倉市 B 5 5 3,280 169,258 1 青化セット 大口市,小牧市,岩倉市 B 5 5 3,280 169,258 1 青化セット 一宮市,校山市,江南市 H12 2,774 177,970 1 青化セット 一宮市,大山市,江南市 H13 5,518 26,21 1 青化セット 一宮市,大山市,江南市 H13 5,518 26,3140 1 青化セット 岩倉市,大口町,扶桑町 H13 1,523 86,521 1 青化セット おま市,大台町,鎌江町 H21 6,006 298,500 1 新川西部 清須市,北名古屋市 H24 170 11,693 寿化セット 110 13,363 62,920	矢作川 流域下水道	矢作川 浄化tンター	豊田市, 芼市,幸田	H 4	12, 699 19, 040	740, 418 850, 740	263, 800 463, 800
交浦西部 半田市, 知多市, 阿久比町 H3 3,329 195,199 冷化セット 東浦町, 武豊町 H8 3,344 128,770 参化セット 豊川 豊橋市, 豊川市, 蒲郡市 S 5 5 4,537 200,741 1 豊川 豊橋市, 豊川市, 蒲郡市 S 6 2 3,280 169,258 168,258 五条川左岸 大山市, 小牧市, 岩倉市 H1 2 2,774 177,970 1 音化セット 一宮市, 稲沢市 H1 2 2,774 177,970 1 浄化セット 一宮市, 大山市, 江南市 H1 3 1,523 86,521 1 新川東部 北名古屋市, 大口町, 扶桑町 H1 3 5,518 263,140 1 浄化セット 岩倉市, 大口町, 扶桑町 H1 9 5,518 263,140 1 新川東部 北名古屋市, 大口町, 新富市 H2 1 6,006 298,500 1 新川西部 清化セット あま市, 大台町, 蟹江町 H2 1,363 62,920 1	境川 流域下水道	境川 浄化センター	豊田市, 9 和立市, 豊 東郷町,	H元	8, 326 13, 170	522, 931 646, 219	167, 400 367, 000
交浦東部 浄化セッケー 豊川 浄化セッケー 豊川 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	衣浦西部 流域下水道	衣浦西部 浄化tンクー			3, 329 4, 765	195, 199 232, 800	84, 600 122, 000
豊川 浄化セッー 五条川左岸 大山市, 小枚市, 岩倉市 大口町 大口町 S 5 5 6,897 4,537 200,741 104,111 五条川左岸 浄化セッー 持化セッー 大口町 寿化セッー 大口町 持化セッー 岩倉市, 大口町, 扶秦町 新川東部 新川東部 将化セッー カま市, 大台町, 藤山町 新川東部 新川東部 新川東部 新川東部 新川東部 新川東部 持化セッー 大台町, 大口町, 扶秦町 新川東部 持化セッー 大台町, 大口町, 扶秦町 新川東部 持化セッー 大台町, 大口町, 扶秦町 新川東部 持化セッー 大台町, 大口町, 扶秦町 新川東部 持化セッー 大台町, 大口町, 扶秦町 新川東部 持化セッー 大台町, 大台町, 藤山町 持七とッー 大台町, 大口町, 扶秦町 新川東部 持化セッー 大台町, 大台町, 藤倉町 持七とッー 大台町, 大台町, 藤倉町 持七とッー 大台町, 東倉町 持七とッー 大台町, 東倉町 持七とかー 持位とかー 大台町, 大台町, 藤倉町 持七とかー 持位とかー 大台町, 東倉町 持一日 大台町 持一日 大台町 持一日 大台町 持一日 大台町 持一日 大台 大台町 持一日 大台 大台 大台 大台 大台 大台 大台 大台 大台 大台 大台 大台 大台	衣浦東部 流域下水道	衣浦東部 浄化tv/炉	安城市,	8 H	1,893 3,344	86, 518 128, 770	31, 100 74, 900
五条川左岸 大山市, 小牧市, 岩倉市 S 6 2 3,280 169,258 浄化セット 大口町 5,460 224,280 1 日光川上流 一宮市, 稲沢市 H 1 2 5,997 302,200 五条川右岸 一宮市, 大山市, 江南市 H 1 3 1,523 86,521 新川東部 北名古屋市, 豊山町 H 1 9 5,518 283,140 日光川下流 津島市, 愛西市, 弥富市 H 2 1 1,733 89,370 野州西部 清須市, 北名古屋市 H 2 1 6,006 298,500 1 新川西部 清須市, 北名古屋市 H 2 4 1,170 11,693 浄化セッチ 清須市, 北名古屋市 H 2 4 1,363 62,920	豊川 流域下水道	豊川 浄化センター	豊川市, 新城市	5	4, 537 6, 897	200, 741 248, 190	104, 000 171, 000
日光川上流 一宮市, 稲沢市 H12 2,774 177,970 五条川右岸 一宮市, 大山市, 江南市 H13 5,997 302,200 1 五条川右岸 一宮市, 大山市, 江南市 H13 5,518 263,140 1 新川東部 北名古屋市, 豊山町 H19 543 39,228 浄化セッケ おま市, 愛西市, 弥富市 H21 1,733 89,370 日光川下流 津島市, 愛西市, 弥富市 H21 6,006 298,500 1 新川西部 清須市, 北名古屋市 H24 1,170 11,693 浄化セッケ 清須市, 北名古屋市 H24 1,363 62,920	五条川左岸流域下水道	五条川左岸 浄化センター	小牧市, 大口町	9	3, 280 5, 460	169, 258 224, 280	91, 200 139, 600
五条川右岸 一宮市, 大山市, 江南市 H13 1,523 86,521 浄化セット 岩倉市, 大口町, 扶桑町 H19 5,518 263,140 1 新川東部 北名古屋市, 豊山町 H19 543 39,228 浄化セット 日光川下流 津島市, 愛西市, 弥富市 H21 1,157 60,057 静化セット あま市, 大治町, 蟹江町 H21 6,006 298,500 1 新川西部 清須市, 北名古屋市 H24 1,163 62,920	日光川上流 流域下水道	日光川上流 浄化tンクー	一宫市,稲沢市		2, 774 5, 997	177, 970 302, 200	51, 900 184, 300
新川東部 浄化セルー 青化セルー 赤川下流 津島市、愛西市、弥富市 寿化セパー 新川西部 青化セルー 青海にが 赤東市、大治町、蟹江町 新川西部 青海にが 木名古屋市 青化セルー 1363 89,370 田名目 6,006 298,500 新川西部 寿化セルー 新川西部 青化セルー 青海にか 1363 62,920	五条川右岸流域下水道	五条川右岸 浄化センター	宫市, 大山市, 倉市, 大口町,	1	1,523 5,518	86, 521 263, 140	23, 100 138, 800
日光川下流 津島市、愛西市、弥富市 H21 1,157 60,057 浄化セッー あま市、大冷町、蟹江町 6,006 298,500 1 新川西部 清須市、北名古屋市 H24 170 11,693 浄化セット 清須市、北名古屋市 H24 1,363 62,920	新川東部 流域下水道	新川東部 浄化センター		1	543 1,733	39, 228 89, 370	8, 300 52, 300
新川西部 清須市,北名古屋市 H24 170 11,693 浄化セッケー 清須市,北名古屋市 H24 1,363 62,920	日光川下流 流域下水道	日光川下流 浄化センター	爱西市, 大治町,	2	1,157 $6,006$	60, 057 298, 500	24,100 $153,800$
	新川西部 流域下水道	新川西部浄化センケー		2	1,363	11, 693 62, 920	2,000 35,200

(注)表の数字については、それぞれ以下のとおり。上段:平成26年4月1日現在の整備実績下段:基本計画値(資料)建設部調べ

⁽注)1処理区域面積は平成26年3月31日現在の数値。 2行政人口及び処理区域内人口は平成26年3月31日現在の住民基本台帳調べによる。 3処理区域:排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる 地域で、下水道法第九条第二項に準用する同条第一項の規定により公示された区域 4上記集計表には区域外流入は含まない。